

解 禁

ラジオ・テレビ・インターネット

3月27日（木）17時以降

新 聞 3月28日（金）朝刊以降

令和7年3月19日

生涯学習・文化財課

担当 竹内・佐々木

(内線 5346)

直通 087-832-3786

県指定有形文化財（考古資料）、県指定無形民俗文化財の指定について

香川県文化財保護審議会（会長 ^{えべす ひかる} 胡 光）は、令和7年2月28日（金）に開催した同審議会の審議・議決を経て、県指定有形文化財（考古資料）、県指定無形民俗文化財の2件の指定について、香川県教育委員会に対し、指定は適当であるとの答申を行いました。

今後、3月27日（木）に開催される県教育委員会3月定例会での審議・議決を経て、指定される見込みですのでお知らせします。

記

1 県指定文化財の指定

区分	名称及び員数	所有者（保護団体）	所在地
有形文化財 （考古資料）	^{どうたく} 銅鐸 ^{あやがわちようすえう ちま} 綾川町 陶内間出土 ^{いっく} 1口	公益財団法人 鎌田共済会	坂出市
無形民俗文化財	^{ふなこしはちまんじんじゃ} 船越八幡神社のオトグイ	船越八幡神社の ^{たいさい} 大祭・ オトグイ保存会	三豊市

2 指定される文化財の概要

(1) 銅鐸 綾川町陶内間出土

○県内で良好な形で残る銅鐸の事例（県内の銅鐸指定事例として初）

県内出土した銅鐸のうち、本県で最も多く分布する型式の銅鐸で、良好に残ることから、製作年代（弥生時代中期後葉）及び製作地や系統（播磨地域かその周辺で製作された石井谷型の銅鐸）であることがわかり、弥生時代の讃岐と他地域との交流のもともたらされた青銅祭器。

修復や鑄造技術の痕跡についても良好に観察することができ、弥生時代における鑄造技術や銅鐸の補修方法の実態をよく示している。

○出土地点の周辺状況から弥生時代祭祀の変化を考えることができる資料

本資料は出土地点が判明し、当時の記録が多く残ることから。銅鐸の埋納や廃棄に至る経緯を検討するうえでも重要な資料。

出土地点周辺では、弥生時代中期を中心とする遺跡が展開するが、後続する時期の遺跡はなく、弥生時代後期にかけ、銅鐸が役目を終え使用されなくなった状況がよくわかり、香川県における銅鐸使用の終焉と、集落との関係を考えることができる資料である。

以上、弥生時代における重要な祭器として、広く分布する銅鐸のうち、資料の考古学的検討から、流入時期や、銅鐸分布の意義、もたらされるに至った地域間の交流関係を考えることができる考古資料として重要である。

(2)船越八幡神社のオトグイ（詳細は別紙2のとおり）

○神迎え儀礼の典型

秋祭りの始まりに、長い御神木（オハケ）を立てて神を迎える本県の神迎え儀礼の典型例である。オタナや御神木の形状や製作方法、神人共食など、決まり事（旧習）が守り伝えられるとともに、潔斎などの儀礼も厳格に行われる。

○本県の秋季祭礼の展開を示す

氏子地区のうち、特定集落（香田）が中心役を担う祭礼の組織形態は、かつて香田に住む七軒による宮座祭祀が変化した在り方を示し、本県の秋季祭礼の展開を知るうえで重要。

○県内唯一の事例

神迎えにおいては、鳥が供物を啄むか否かを通して年の吉凶占いも行われており、地域住民が主催する鳥喰神事（御鳥喰神事）の県内唯一の伝承例としても貴重である。

3 県指定有形文化財の件数

【現 状】有形文化財	1 2 3 件（内、考古資料 8 件）
無形民俗文化財	2 6 件
県指定文化財	2 2 4 件
【指定後】有形文化財	1 2 4 件（内、考古資料 9 件）
無形民俗文化財	2 7 件
県指定文化財	2 2 6 件

4 文化財の写真

配布したCD画像を使用する場合は、記載してある撮影者のクレジット表記をお願いします。

5 その他

(1)銅鐸 綾川町陶内間出土の報道関係者向け公開について

日時：3月25日（火）13：30～14：30

場所：鎌田共済会郷土博物館（坂出市本町1-1-24）



国土地理院電子国土webの一部を加工して使用

図1 公開場所の地図

(2)船越八幡神社のオトグイ

祭礼の歴史や、祭礼の進行といった文化財の指定理由や内容、文化財指定制度に関するお問い合わせは生涯学習・文化財課をお願いします。

なお、保護団体の会長へ取材を希望される場合、以下の連絡先をお願いします。

・船越八幡神社の大祭・オトグイ保存会会長 森伸男（090-8281-1160）

種 別	有形文化財（考古資料）
名称及び員数	銅鐸 綾川町陶内間出土 1 口
所在の場所	香川県坂出市本町 1-1-24（鎌田共済会郷土博物館）
所有者の 名称及び住所	公益財団法人 鎌田共済会
年 代	弥生時代中期
法量	高さ 29.7 cm 最大幅 16.6 cm
経緯	本資料は、大正 15 年に現在の綾歌郡綾川町陶内間で発見された弥生時代の銅鐸である。発見直後は、発見者により保管されていたが、鎌田共済会が寄贈を受けた。その後所在不明の状態が続いていた。近年東京国立博物館にある資料が、過去の報告にある陶内間出土資料と同一であり、東京国立博物館に所在する資料によっても、本資料が綾川町陶内間で出土したことが確認されたため、令和 5 年 3 月に鎌田共済会へ本資料は返却され、現在は鎌田共済会郷土博物館にて保管されている。
指定理由	香川県内で出土したことが明らかな銅鐸は 14 点あり、その中でも、銅鐸を 4 段階に分けた 3 段階目である扁平紐式銅鐸^{へんぺいちゅうしき}の出土量は 9 点と卓越し、本県で最も多く分布する型式である。本資料は形状や文様から、扁平紐式古段階^{いしーだにがた}の石井谷型の銅鐸であり、弥生時代中期後葉の年代が比定できる。同時期の銅鐸は、文様等の特徴から、複数地域の工房で作られ、各地にもたらされていたが、本資料に類似する型式の鋳型が、兵庫県姫路市今宿^{いまじゆくちよう}丁田^だ遺跡で出土しており、播磨地域かその周辺で製作された可能性がある。弥生時代中期には、播磨から摂津にかけての近畿地方西部において、讃岐との関係が伺える考古資料も確認されており、弥生時代の地域間交流の実態を考えることができる資料といえる。 修復や鋳造技術の痕跡についても良好に観察することができ、欠損部を補修する鋳掛^{いかけ}や文様の補刻^{ほこく}について観察することが可能で、石製の鋳型を繰り返し用いた結果、製品に生じる鋳造不良を鋳掛により補う、弥生時代における鋳造技術や銅鐸の補修方法の実態をよく示している。 また、不時的に発見され、出土状況や出土地も不明なものが多い銅鐸の中でも、本資料は出土地点が判明しているほか、当時の記録が多く残る。出土状況は、埋納状態を良好に残してはいないが、本来の埋納地点との大幅な乖離はないと考えられる。さらに、県内の他事例では、銅鐸の出土地が山の中腹等、比較的眺望がよい地点であり、本資料は出土地点の情報から、銅鐸の埋納や廃棄に至る経緯を検討するうえでも重要な資料といえる。 本資料の出土地点周辺では、弥生時代中期後半を中心とする遺跡分布が確認でき、出土地点付近でも弥生時代中期後葉の土器が採集されている。一方後続する時期の遺跡が見られず、周辺の遺跡の消長からは、弥生時代後期への移行期に、銅鐸が役目を終え使用されなくなった可能性が高く、香川県における銅鐸の使用の終焉と、地域の集落動向との関係性を考えることができる事例である。 以上、本件は、弥生時代における重要な祭器として、広く分布する銅鐸であるほか、資料の考古学的検討から、流入の時期や、銅鐸分布の意義、もたらされるに至った地域間の交流関係を考えることができる考古資料として重要であり、歴史的価値が高いものとして、文化財指定を行い、保存を図るものである。
指定基準	有形文化財 考古資料の部 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの



写真 1 銅鐸正面写真（鎌田共済会郷土博物館提供 藤瀬雄輔撮影）



写真 2 銅鐸側面写真（鎌田共済会郷土博物館提供 藤瀬雄輔撮影）

種 別	無形民俗文化財
名称及び員数	船越八幡神社のオトグイ 1 件
所在の場所	三豊市詫間町
保護団体の名称 及び住所	船越八幡神社の大祭・オトグイ保存会 香川県三豊市詫間町大浜甲 1 6 3 8
概要	船越八幡神社のオトグイは、三豊市詫間町・仁尾町の荘内半島六地区の氏神である船越八幡神社において、毎年 10 月第一土・日曜日に香田地区から選ばれたトウニンを中心に行われる秋祭りである。神迎え・神送りの儀礼や潔斎など、古くからの決まり事がよく守られており、神迎えにおいては鳥喰による年占いも執り行われる。 三豊市は香川県西部に位置し、六地区は燧灘に突き出す荘内半島の各浦に所在する集落である（香田、大浜、生里、箱、積、家浦）。現在、家浦は三豊市仁尾町、それ以外の集落は三豊市詫間町に属するが、江戸時代には沖合の栗島と志々島を含めて庄内村を構成しており、大浜が集落域、戸数や人口などにおいて他の浦々を圧倒し（『西讃府志』安政 5 年（1858））、大庄屋も置かれるなど、庄内村の中心集落となる。 船越八幡神社は大浜に所在し、『射礼式萬々歳 百々手道人組合記録』（宝暦 13 年（1763））には、神亀元年（724）に八幡大菩薩を南海に建立するようト占があり、当地に社殿を建立した後、神客を乗せた船が家浦に着き、宇佐八幡の尊体として祀るよう勅命があったと記される。創建時期は判然としないが、別当寺である円明院蔵の観音菩薩懸仏（船越八幡神社旧蔵）の墨書銘から康正元年（1455）にはその存在が確認できる。 祭りの最初に、香田のトウニンは浜で海水と潮砂を持ち帰った後、トウニンを中心とするトウグミは、香田にある船越八幡神社のモトミヤと伝わる社の前にあるイワサカ（御神体（石））を覆うようにオタナを作る。オタナは 4 本の芯棒の間に 24 本（閏年は 26 本）の女竹を交差させながら組み、割竹で周囲を囲い、縄で七周半巻き、ヤマモモの木を挿す。さらに、イワサカに接するようにオタナに長い御神木を立て、その先端に 12 本（閏年は 13 本）の御幣を挿したワラスボを巻き付け、麻糸を付ける。その後、イワサカを海水と潮砂で清め、甘酒や洗米などを供え、官司による祝詞が行われた後、参加者はカワラケ（紙コップ）で甘酒、山桃の葉で洗米を一すくい食する。なお、香田では御神木が立つことで祭りが始まったと認識される。

宵祭の早朝、トウニンは、潮垢離の後、オタナにオトグイと呼ばれる握り飯を供える。このオトグイを鳥^{からす}が食べるとその年は良いと言い、トウニンにケガレがあると鳥はこれを食べないという。トウニンは地区内の小祠を参った後、船越八幡神社へ移動する途中の浜でオトグイを握り、神社境内の一角にある高良^{こうら}神社の屋根にオトグイ、木村神社にはネコヤナギ製の箸 12 本（閏年は 13 本）を供える。

翌日の本祭の早朝、香田のトウニンは潮垢離を行った後、モトミヤのオタナにオトグイを供え、船越八幡神社に向かい、高良神社の屋根に再度オトグイを供える。神社本殿の祭典において、トウニンは香田から持参した蛤、枝豆等の供物の献饌及び撤饌を行った後、本殿裏の水路に鯉を放流する（放生会）。午後から、御旅所に向けた神輿の渡御が始まる。行列では大浜が太鼓・万歳旗、家浦が八幡旗・日月旗、生里が毛槍を務めるなど、六地区が固定役を担う。行列は大浜への神社移転時に案内役を務めたと伝わる名部^{なぶと}戸（大浜に属する小集落）の岡田家が天狗の面を被って先導し、香田のトウニンは袴を着用し、麻糸を付けた金の御幣を持って神輿に付き添い、その後ろに各地区の氏子総代が白の御幣を携えて続く。

御旅所から神社への還幸の後、香田のトウニンはモトミヤに戻る。トウニンを中心としたトウグミが集い、イワサカに潮砂、洗米、甘酒をふりかけ、宮司が祝詞を奏上した後、海水をまき、一同で洗米と甘酒をいただく。そして、御神木を倒し、ワラスボをモトミヤの祠に納める。こうした一連のオシズメと呼ばれる儀礼をもって、船越八幡神社の祭礼が終了する。

香田では、以下の船越八幡神社の由来が伝えられている。

かつて豊後から香田に移り住んだ七軒の者が宇佐八幡神社を勧請し香田に祀ったとも、家浦に流れ着いた御神体を香田に祀ったともいう。香田の土地が狭いため、八幡さんに土地探しを命じられた高良さんは大浜の木村神社の土地を藁一把分借りることに成功し、八幡神社は大浜に移った。

この移転伝承は、船越八幡神社の記録とはやや異なるが、船越八幡神社の祭礼において香田が中心役を担う理由を伝えるとともに、香田のモトミヤでの神迎えや木村神社への箸の献饌など、祭礼に組み込まれた行為の由来を知ることができる。なお、香田という特定集落が中心役を担う以前には香田の 7 軒の家筋がトウヤを務めており、この伝承は本件がかつては香田 7 軒の宮座祭祀として執り行われていた片鱗も伝える。

また、香田（伝承では香田の 7 軒の家筋）が中心役を務めることは江戸中期以降の文書で確認でき（前掲宝暦 13 年文書、『地志撰述之儀ニ付下書 三野郡庄内組』天保 14 年(1843)）、本件が少なくとも江戸時代中期から継続していることが分かるほか、幕末の地誌（『西讃府志』、安政 5 年（1858））には船越八幡神社の祭りで鳥喰による年占いが行われていたことが記載されており、本地域で認識されてい

	る年占いの裏付けとなる。鳥喰神事はかつて香川県の一部地域において数例確認できたが、伝承例は本件と宇夫階神社（宇多津町）の初^{はつもうしまつり}白祭に限られるとともに、地域住民が主催する鳥喰事例は本件のみとなる（初白祭は神職が主催）。
現況	平成 18 年の「香川県祭り・行事調査」において、トウグミによるオタナ製作や供物の準備、トウニンによる潔斎やオトグイづくりなど、行事の実施が確認された。令和 5 年までに実施された調査でも、行事は同様に実施されていた。
文化財としての価値 (指定理由案)	本件は、荘内半島六地区を氏子とする船越八幡神社で行われる秋祭りである。 秋祭りの始まりに際して、長い御神木（オハケ）を立てて神を迎える本県の神迎え儀礼の典型例であり、オタナや御神木の形状や製作方法、神人共食など、決まり事（旧習）が守り伝えられるとともに、潔斎などの儀礼も厳格に行われるほか、特定集落が中心役を担う祭礼の組織形態は宮座祭祀の変化した在り方を示し、本県の秋季祭礼の展開を知る上で重要である。 また、神迎えにおいては年の吉凶占いも行われており、地域住民が主催する鳥喰神事（御鳥喰神事）の県内唯一の伝承例としても貴重である。
既存の 保護措置	三豊市指定無形民俗文化財（船越八幡神社のオトグイ神事 平成 2 年指定）
指定基準	無形民俗文化財 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
参考文献等	香川県教育委員会編 1982『香川県の祭礼（上巻）―祭礼記録作成―』 香川県教育委員会編 2008『香川県の祭り・行事―香川県祭り・行事調査報告書―』 香川県民俗調査会 1951『香川県祭事習俗調査報告』香川県教育委員会 斉賀保子 1981「三豊郡詫間町船越八幡のオトグイマツリ」『香川の民俗』33 詫間町教育委員会編 1989「船越八幡神社のオトグイ」『詫間町の文化財第 12 集 民俗 (1)』

荘内半島位置図（赤丸部）



国土地理院地図 GSI Maps web に加筆

荘内六地区の位置図



国土地理院地図 GSI Maps web に加筆

船越八幡神社のオトグイの一連の流れ（提供画像一覧）

香川県教育委員会提供

1 日目



01_オタナ完成図



02_御神木（オハケ）を立てる



03_12本の御幣を挿したワラスボ

2 日目



04_早朝のトウニンの潮垢離



05_オトグイ（握り飯）を供える



06_供えられたオトグイ



07_浜でオトグイを握る



08_高良神社の屋根にオトグイを供える



09_木村神社にネコヤナギの箸を供える

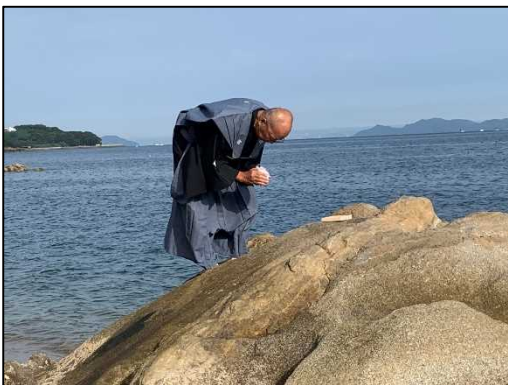
3 日目



10_早朝の潮垢離の後、オトグイを握る



11_オタナにオトグイを供える



12_浜でオトグイを握る



13_高良神社の屋根にオトグイを供える



14_トウグミは木村神社に参拝する



15_獅子舞の奉納（画像は家浦二頭獅子舞）



16_トウグミは神事の際献饌・撤饌を担う



17_神事後、トウニンは鯉を放流する（放生会）



18_祭礼行列が御旅所に向かう



19_トウニンは金の御幣を持つ



20_御旅所での神事の際も献饌・撤饌を担う



21_御神体を本殿に運び入れ解散となる



22_トウグミは香田のモトミヤでオシズメを行う



23_洗米と甘酒をいただく



24_御神木を倒す



25_ワラスボをモトミヤの祠に納める